

令和2年（行コ）第23号 犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求控訴事件

控訴人 内山靖英

被控訴人 愛知県（処分行政庁：愛知県公安委員会）

答 弁 書

令和2年10月23日

名古屋高等裁判所民事第4部 御中

被控訴人指定代理人


〒460-8513 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号

名古屋法務局訟務部（送達場所）

（電 話 052-952-8138）

（FAX 052-968-2128）

部 付 黒 木 裕 貴 






上 席 訟 務 官 近 藤 治 彦 

訟 務 官 羽 田 達 雄 

〒460-8502 名古屋市中区三の丸二丁目1番1号

愛知県警察本部

小 林 一 祐 

伊藤真 
伊藤智 
沖田真 
久野宏 
眞木健 

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする
との判決を求める。

第2 はじめに

本件における被控訴人の事実上及び法律上の主張は、原審の口頭弁論において主張し、原判決に摘示されたとおりであり、同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者が犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当し得ないと解して、控訴人の個別事情（原判決における争点2）を判断することなく控訴人の請求を棄却した原審の判断は正当である。

これに対し、控訴人は、控訴理由書において、原審の前記判断が不当である旨を主張するが、それらの主張のほとんどは、原審における主張の繰り返しか、独自の見解に基づき原判決を論難するものにすぎず、原判決の前記判断の正当性を揺るがすものではない。

もともと、原判決は、前記判断の理由中において、「同性の犯罪被害者と共同生活にあった者が犯給法5条1項1号の『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』に該当するためには、同性間の共同生活関係が婚姻関係と同視し得る者であるとの社会通念が形成されていることを要する」旨判示（原判決19ページ。以下、当該判示部分を「本件判示事項」という。）しているが、同号の規定は、遺族給付金の支給を受けるべき遺族の範囲につき、「犯罪被害者の『配偶者』（『婚姻の届出』をしていないが、事実上『婚姻関係』と同様の事情にあった者を含む。）」〔注：二重かぎ括弧は引用者による。〕と定め、『配偶者』、『婚姻の届出』及び『婚姻関係』といった民法上の「婚姻」の制度及び概念をもって明確に限定しているから、我が国において『婚姻』に該当する余地がなく、『婚姻の届出』も観念できない同性間の共

同生活関係が対象に含まれないことは明らかである。そうすると、本件判示事項に係る部分は、原判決のいう社会通念の存在が要件にされるとしても、同性間の共同生活関係にある者についても「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に含まれる可能性があるかのように見える点で、同号の解釈論として相当とはいえない。

そこで、被控訴人は、以下、控訴人の主張について、念のため、必要と認められる範囲で反論した上で、原判決中、本件判示事項に関する部分の解釈が相当ではないことについて簡潔に指摘し、また、控訴人が当審において追加した憲法14条違反に係る主張の相当性についても言及する。

なお、略語等については、本書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第3 控訴人の主張は、原判決の理解を誤るものであり、理由がないこと

1 控訴人の主張

控訴人は、原判決が、本件判示事項を前提として、本件処分当時の我が国において同性間の共同生活関係が婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されていたとはいえず、本件処分当時においては、同性の犯罪被害者と共同生活関係にある者が、個別具体的な事情にかかわらず、『事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』（犯給法5条1項1号）に当たると認めることはできない」（原判決29ページ）と結論づけたことに対し、犯給法「5条1項1号には『社会通念』との要件はなく、同号「における『事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』か否かは、その文言どおり、被害者と申請者との関係についての個別具体的な事情に基づいて『認定』しなければなら」ず、「原判決のように『社会通念』によって『個別具体的な事情にかかわらず』、同性であること一点をもって定型的に『事実上婚姻関係と同様の事情』にないなどと判断することは、犯給法の条文自体に反する。」などと論難する（控訴理由書第

1の2(1)・2及び3ページ)。

また、控訴人は、「仮に社会通念を問題とするならば、『被害者と同性同士で夫婦同然に共同生活をしていた本件原告に対し、犯罪被害者給付金の支給が相当でない」とまでする社会通念』が本件処分時にあったか否かである。そして、本訴訟において被控訴人から6条3号にかかる主張はないが、仮にそのような主張があったとしても、『被害者と同性同士で夫婦同然に共同生活をしていた本件原告に対し、犯罪被害者給付金の支給が相当でない」とまでする社会通念』が本件処分時に存していないことは明らかである。」(控訴理由書第1の2(2)・3及び4ページ)とも主張する(控訴理由書第1の2(2)・3及び4ページ)。

2 被控訴人の反論

(1) しかしながら、控訴人が犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当するか否かについては、同号の適用範囲(同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者が、同号に含まれるか否か)が明らかにされなければならないのであって(原判決における争点1)、原判決が同号の適用範囲について検討し、同号に含まれないと解した結果、個別具体的な事情(原判決における争点2)にかかわらず、同号の適用を受けないと判断することは、その当然の帰結であって、特に問題は見当たらない。

(2) 控訴人の上記主張は、いずれも、その実質は、同性の犯罪被害者と共同生活関係にある者が同号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当する旨の控訴人の主張を所与の前提とした上で、原判決が社会通念を検討しつつ同主張を排斥した点を論難するものにすぎず、理由がない。

3 本件判示事項に係る原審の判断は、犯給法5条1項1号の解釈論として相当でないこと

(1) 前記「第2 はじめに」で述べたとおり、同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者について、犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当すると解することはできず、控訴人の個別事情(原判

決における争点2)を判断することなく控訴人の請求を棄却した原審の判断は正当である。もつとも、原判決は、前記判断の理由において、「同性の犯罪被害者と共同生活にあった者が犯給法5条1項1号の『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』に該当するためには、同性間の共同生活関係が婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されていることを要する」旨判示(原判決19ページ・本件判示事項)しているが、犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に、同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者が含まれるという解釈論を採用できる余地はないから、同性間の共同生活関係が、男女間の関係のみを前提とする婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念をもって、適用の可能性を認めるかのような点において、同号の解釈論の限界を超えるものであるといわざるを得ない。以上は、原審被告第2準備書面第1の2(3ないし12ページ)、同第5準備書面第1の2(1)ア(2ないし4ページ)で詳述したところであるが、以下、本件判示事項の内容等を踏まえて、改めて主張する。

- (2) 犯給法は、遺族給付金の支給対象となる「遺族」の範囲及び順位について、5条1項に明文の規定を設けており、このうち配偶者に関しては、同項1号に「犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)」との規定を設けているとおり、遺族給付金の支給対象となる遺族である「配偶者」については、「配偶者」「婚姻の届出(をしていない)」「婚姻関係」という、いずれも私法(民法)上の概念(いわゆる借用概念)をもってその範囲を画している。このような概念については、必ず私法(民法)上の概念と同一のものとみななければならないものではなく、各法律(本件では犯給法)の理念や目的に照らして一定の異なる解釈を採用する余地があることは否定されないものの、法的安定性の見地等に照らし、各法律の明文又はその趣旨から明らかな場合は別として、原則と

して、私法（民法）上における概念と同義に解するべきである。

原審被告第5準備書面第1の2(2)ア（6ページ）で述べたとおり、犯給法は同法5条1項1号における「婚姻の届出」「婚姻関係」について特別の規定を置いておらず、民法上の概念と同義に解することが合理的である。

「配偶者」とは、婚姻によって結合した（つまり婚姻関係にある）男女のことであり（民法725条2号等）、「婚姻の届出」とは、民法739条1項によって婚姻の要件とされている婚姻届出のことである。

上記のとおり、「配偶者」の概念（のみ）では、内縁関係（事実婚）を含まないところ、犯給法は、犯罪被害者と内縁関係にある相手方を法律上の婚姻（配偶者）と同様に取り扱うという立法政策を採用して、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」が同法の「配偶者」に含まれる旨を明らかにしたものであると解するのが自然である。

そして、憲法24条は「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し」と規定し、これを受けて婚姻制度を規定する民法も、妻や夫という概念を用い、「夫婦」（民法750条）、「男は…、女は…」（731条）という表現を用いていること等からも明らかなおおり、私法（民法）上、婚姻関係は、異性間の関係に限定されており、同性間の共同生活関係は、「婚姻」に該当する余地がない（このことは、原判決のとおり、控訴人も争うところではないと思われる〔原判決20ページ16、17行目参照〕）。

犯給法5条1項1号の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」という概念については、法律婚の内容のうちの「婚姻の届出」という要件を欠くものの、それ以外は異性間でのみ成立する法律婚と同様の事情にあった者をいうのであるから、異性間の共同生活関係のうちの内縁（事実婚）関係を対象とする意味と解するほかはなく、このことは、他の多数の法令において規定されている同様又は類似する規定の解釈とも整合するものである。他方で、内縁関係に同性間の共同生活関係が含まれる可

能性がある旨の解釈は、犯給法自体が遺族支給金の支給を受けるべき「配偶者」の範囲を画する概念として借用している民法上の婚姻制度、婚姻法秩序と明らかに抵触するものであって、解釈論として採り得ないものである。

- (3) 原判決は、本件判示事項に係る解釈を採ることに関し、犯給法の目的等（1条、3条）や、犯給法5条1項（1号）が犯罪被害者との間において法律上の婚姻関係と同視し得る関係を有しながら婚姻の届出がない者をも保護しようとするものであると解されることを理由として、犯給法による保護の範囲は社会通念により決するのが合理的であることなどを指摘している（原判決18、19ページ）。

しかしながら、犯給法は、原判決（18ページ）が指摘する目的等を踏まえた上で、「配偶者」に関しては、同法5条1項においてその範囲を定めており、その内容として、婚姻及び内縁（事実婚）という異性間における関係を明示的に定めているから、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に関し、「婚姻」関係に含まれず、「婚姻の届出」という概念も存在しない同性間の関係が含まれ得るとの立法政策を採用していないことは明らかである。

したがって、原判決のように、犯給法の目的等を参酌したとしても、「法律上の婚姻関係と同視し得る関係」との社会通念があれば、同性間の共同生活関係も含まれ得るとの解釈を採ることは、犯給法が予定した範囲を超える「遺族」を遺族支給金の支給対象者に認めるものにほかならず、同号の規定の解釈の限界を超えるものである。

以上によれば、犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者が含まれると解する余地はないというべきである。

- (4) なお、控訴人は、原判決（19ページ）が「租税が財源であること」を根拠としていると述べて、このような「財源論」は、同性事実婚の当事者を犯

罪被害給付制度の保護範囲に含めない合理的な理由とはならない旨主張し、被控訴人も同様の主張をすることが考えられる旨述べている(控訴理由書7, 8, 37, 38ページ)。

しかしながら、被控訴人は、犯給法5条1項1号の「配偶者」について、同性同士の関係がこれに含まれると解釈する余地がないことを前提として、それにもかかわらず、仮に裁判所が、同性同士の関係もこれに含まれると解釈した場合には、犯罪被害者給付制度が、法律によって初めて国民に一定の権利・利益が付与されるという創設的・授権的制度であって、その財源は税金であり、支給対象者の範囲をどのように規律するかについては、財政的見地から慎重な考慮を要し、広範な立法政策に委ねられていることなどからすると、立法府の想定(そこには財政的見地からの考慮を含み得るものである。)を超えるものであるという、解釈を逸脱することによって生じる問題(実質的に立法権の侵害に等しいこと)の一つとして言及したことが明らかであるから(原審被告第5準備書面3, 4ページ)、控訴人がいうように、「財源」の有無等が同号の規定の解釈の根拠となる旨主張するものではなく、控訴人の上記主張は理由がない。

第4 控訴人の主張は、本件判示事項に至る原判決の理論構成を正解しないもので理由がないこと

1 控訴人の主張

控訴人は、本件判示事項に関し、「仮に、犯罪被害者給付制度の保護範囲を画する上で『社会通念』という概念を用いるのであれば、同性パートナーが犯給法5条1項1号の『事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』に当たるかについては、法制度の趣旨等に則り、同性事実婚の当事者が『社会通念上、犯罪被害者と親密なつながりを有するものとして犯罪被害者の死亡によって重大な経済的又は精神的な被害を受けることが想定されるといえるか否かという基準

によって判断されるべきである。ところが、原判決規範（引用者注：本件判示事項を指す。）における社会通念の対象，犯罪被害者給付制度の保護範囲を超えて，日本社会として同性カップルの共同生活関係を（異性間の）婚姻関係と同視し得るか否かという意味になっており，犯給法の解釈における『社会通念』とは異なる意味になってしまっており，重大な論理の飛躍がある。」などと論難する（控訴理由書第1の4(2)・6ページ）。

2 被控訴人の反論

しかしながら，本件では，犯罪被害者給付金等の支給対象者に関し，その第一順位である「犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）」の解釈が問題となっているのであるから，仮に原判決の見解を前提とするのであっても，「同性間の共同生活関係が」異性間にのみ成立する「婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されている」（原判決19ページ）か否かを検討すべきであると思われる。少なくとも，控訴人が指摘するように，単に「社会通念上，犯罪被害者と親密なつながりを有するものとして犯罪被害者の死亡によって重大な経済的又は精神的な被害を受けることが想定されているといえるか否か」を検討するだけでは十分であるとはいえない。

控訴人の上記主張は，本件判示事項に関する原審の見解を採用した場合においても，理由がない。

第5 控訴人の憲法14条1項に係る主張は，そもそも時機に後れたものである上，いずれにせよ主張の前提を欠いており理由がないこと

1 控訴人の主張

控訴人は，「本件処分は，犯罪被害者と控訴人とが同性であることを理由として，不支給としたものである。また，原判決は，『同性の犯罪被害者と共同生活関係にある者が，個別具体的な事情にかかわらず，『事実上婚姻関係と同

様の事情にあった者』に当たると認めることはできない』とする。このように、犯罪被害者と法律上異性の者には遺族給付金の支給を認め、犯罪被害者と法律上同性である者には、遺族給付金の支給を認めないとして、『事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』の解釈において、異性事実婚と同性事実婚とを別異に取扱うこと（以下『本件別異取扱い』という。）には、合理的な根拠は存せず、本件別異取扱いは、憲法14条1項が禁止する法的な差別的取扱いに該当する。」と主張する（控訴理由書第5の1・25及び26ページ）。

2 被控訴人の反論

- (1) そもそも、原審では、その第1回進行協議期日の際に、控訴人において、憲法論は主たる主張でないことが確認され(平成30年11月16日付け「事務連絡（ファクシミリ用）」参照)、以後、犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」との文言に同性関係にある者が含まれるか否かという法解釈を中心に控訴人及び被控訴人の主張が展開された経緯に鑑みれば(令和元年5月17日付け「事務連絡（ファクシミリ用）」参照)、控訴人の上記主張は、時機に後れたものというべきである。
- (2) この点をおくとしても、控訴人の上記主張は、「本件処分は、犯罪被害者と控訴人とが同性であることを理由として、不支給とした」ことを前提とするものであるが、本件処分の理由は、「本件申請者は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（括弧内略）第4条第1号に規定する第一順位遺族に該当しないこと」（甲第2号証）にあるのであって、主張の前提を欠くというほかない。そもそも、控訴人が原審から一貫して主張しているように、本件の争点が犯給法の規定の解釈問題であるならば、前記違憲の主張は、争点の結論に直接の関係があるとは解し難く、主張の位置付け自体が明確とはいえない。

また、控訴人の上記主張は、控訴人が控訴人のいうところの同性事実婚に該当することを前提とする主張であると解されるが、そもそも、控訴人が本

件被害者との関係で「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当するとの立証に至っていないことは、原審被告第2準備書面第2（12ないし23ページ）、原審被告第4準備書面及び原審被告第5準備書面第2（9ないし16ページ）で述べたとおりである。

以上によれば、控訴人の上記主張は、いずれにせよ、その主張の前提を欠いており理由がない。

第6 総括

以上のとおり、控訴人の請求を棄却した原判決の判断は正当であり、控訴人の主張に理由がないことは明らかであることから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以上